

手続き要否確認フローチャート（A・Eに該当の場合は申請が必要）

01

現在、**中学修了までの児童を養育**していて、**明石市**から児童手当・特例給付を受給していますか

はい

いいえ

02

大学生年代(22歳年度末)までの子を**3人以上**養育していますか



大学生年代とは18歳年度末を経過した後、22歳年度末までの間にある者です。(令和6年度は平成14年(2002年)4月2日～平成18年(2006年)4月1日生まれの子)父母が生活費や学費を負担していれば、進学・就労の有無は問いません。

はい

いいえ

03

養育している子のうち、**大学生年代の子**はいますか

20歳



はい

いいえ

A

B

02

子を養育している父母のうち、**昨年の所得が高い方**の職業は**公務員**ですか

はい

いいえ

C

03

子を養育している父母のうち、**所得が高い方**は**明石市に住所**がありますか

いいえ

D

はい

E

03

養育している子のうち、**高校生年代の児童**はいますか



はい

いいえ

F 手続きは不要です

- 児童手当を受給中の方本改正に伴う手当額の変更はありません。
- 特例給付を受給中の方手当額が増額されます。額改定通知を令和6年12月頃までに送付しますのでご確認ください。

A 手続きが**必要**です

手当額が増額されます。高校生年代の児童については、自動的に認定されますのでお手続きは不要ですが、**大学生年代の子に関しては手続きが必要**です。

《提出が必要なもの》

監護相当・生計費の負担についての確認書



大学生年代(18歳年度末を経過した後22歳年度末まで)の子について、児童手当の受給者が、日常生活上の世話やその生活費の負担をしていることを確認するための書類です。

《申請方法》

- **オンライン(推奨)**
- 郵送
- 窓口

申請書はホームページからダウンロードしてご使用ください

オンライン申請



《申請期限》

令和6年(2024年)10月15日(火)

B 手続きは**不要**です

手当額が増額されます。高校生年代の児童については、自動的に認定されますので、お手続きは不要です。額改定通知を令和6年12月頃までに送付しますのでご確認ください。

C 勤務先(所属庁)で手続きが必要な場合があります

詳細については、勤務先にお問合せください。

D 住所地の自治体で手続きが必要な場合があります

児童手当は子を養育する父母等のうち、所得が高い方の住所地で申請します。詳細は住所地の自治体にお問合せください。

E 手続きが**必要**です

児童手当を受給するためには、父母等のうち**所得が高い方**が、手続きしてください。

《提出が必要なもの》

児童手当認定請求書

養育の状況、子の年齢によって別途提出が必要な書類があります。
(例) ●別居監護申立書(児童と別居している場合)
●監護相当・生計費の負担についての確認書(大学生年代の子を養育している場合)
※詳細については必ずホームページ等で確認してください。

《申請方法》

- **オンライン(推奨)**
- 郵送
- 窓口

申請書はホームページからダウンロードしてご使用ください

オンライン申請



《申請期限》

令和6年(2024年)10月15日(火)